

	方策	諸外国の方策	我が国の現状
1	契約に不正腐敗防止条項を挿入	・イギリス: 25000ポンド以上のDFIDの全契約に有罪企業との関係断絶を可能とする汚職対策条項を挿入 ・フランス: 仏開発庁 (AFD) が受注企業と交わす契約書の中に、不正防止条項を挿入。 調達に関する不正では、 ①入札企業が不正を犯したことが立証された場合、当該企業による入札提案を拒絶。 ②契約手続または契約の実施段階で、受益者の代理人が不正を犯したことが立証された場合、当該契約に係る一部資金を無効とする。 ③契約手続または契約の実施段階で、企業が不正を犯したことが立証された場合、無期限またはAFDが決定する期間中、受注資格を失効。 ④その他の国内・国際機関により、企業が不正を犯したことが立証された場合、受注資格を失効すると宣言できる。 ・ニュージーランド: 契約書に不正防止条項を挿入。 ①不正情報に接した場合、双方の契約当事者は独自に調査する権限を有する。 ②契約当事者は不法、賄賂、非倫理的とみなされる金品の授受を行わないことを保障するとともに、かかる行為が発生した場合は契約の解除ないし然るべき措置を講じることができる。 ③一方の契約当事者が不正行為で捜査された場合、もしくはかかる不正が発覚した場合、もしくはその責任ある者が刑事訴追された場合等には、もう一方の当事者が書面通告により契約を即時解除できる。	1. JICAと借入人との円借款契約書において、以下の不正腐敗防止条項を規定。 ①JICAは、借入人の調達にかかる手続、書類及び決定事項を確認できること ②JICAは、借入人が合意済みの手続きにより調達しなかった場合に、当該資機材及び役務の支出について融資を行わず、さらに不正に調達された資機材及び役務に配分された借款の該当部分を取り消すこと、その他の救済措置をとることができること ③不正腐敗行為に関与したと認められた企業に対して、入札における落札拒否や、一定期間円借款事業の契約を受注することから失格とすること ④借入人は、JICAからの要請に応じ、借入人/実施機関職員にかかる情報も含め不正腐敗に関連する情報を提供しなければならないこと ⑤借入人/実施機関は、不正腐敗に係る情報提供をした者/企業を不当に取り扱わないこと 2. 本体工事の入札及びコンサルタント雇用の双方に際して、応札者がプロポーザルを提出する際に、応札に際して不正腐敗行為を行っていないこと等を宣誓する内容の誓約書の提出を応札者に求め、かつ、契約締結の際、落札者が提出した誓約書を契約書に添付することを求めている。

1	契約に不正腐敗防止条項を挿入	・デンマーク: DANIDA(デンマーク外務省南総局開発協力部)と個々のコンサルタント、プロジェクト実施機関等との間で締結される全ての契約文書に「zero tolerance」を遵守する旨、不正腐敗情報に接した場合は必ず提供する旨を義務として規定。 ・オーストリア: 政府間で作成する了解覚書に「贈賄資金の不正使用及び汚職」防止を規定。オーストリア援助庁が締結する契約の附属書に以下の規定を盛り込む。 ①被供与団体: 金銭的利益の提供等があった場合、無償資金を直ちに返還する義務を負う。 ②コンサルタント: 委託を受けた者が金銭的利益の提供等があった場合、直ちに契約を解除。 ・スイス: 他国政府との開発協力の国際約束締結に際し、「汚職対策規定」として、①両国は汚職の撲滅に協力、②両国は、契約内容の履行等に際し、いかなる贈収も行わない、③②のような行為が行われた場合は、本件国際約束を解除する等の規定を設けている。 ・フィンランド: 相手国との協定に「特別の不正腐敗防止条項」を挿入。入札者またはその下請けが贈賄を行った場合、入札破棄、契約解除、損害賠償。 ・ベルギー: 企業との契約時に「相手国政府関係者との不正腐敗に関する協定」に署名させる。 ・オーストラリア: 個々のプロジェクトにおいて相手国政府と結ぶ契約の中で不正案件への支出を行わない旨の規定を盛り込む。 ・オランダ、カナダ、スペイン、ドイツ: 契約に不正防止条項を挿入。	
---	-----------------------	--	--

2	ガバナンスの強化	・オーストラリア:07年1670万豪ドル、08年1500万豪ドルの予算で、バイ・マルチでガバナンス強化策を支援。 ・オランダ:ナショナルレベルでの腐敗防止プログラムを支援することを推奨。 ・スウェーデン:競争にかかる公的制度、法システム、システムティックでよく練られた会計システム等を支援。 ・フランス:技術協力専門家は従来より腐敗防止を目標の一つと設定、腐敗防止策に強くコミットする国を強く支援。	09年4月、「法制度整備支援に関する基本方針」を関係局長会議で取りまとめ、民主化の促進、法の支配の定着等の観点から、相手国のニーズをくみ取り、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととなった。
3	不正情報受付窓口の設置	・デンマーク:DANIDA(デンマーク外務省南総局開発協力部)が一元的に不正情報を受け付けるホットラインを創設(メール、郵送可)。その際、DANIDAが求める10項目(名前、メールアドレス、住んでいる国、不正の種類、それらがどこで行われたか、誰がそれらを行ったか、どういう不正と思うか、何らかの文書を入手しているか、他に証人はいるか、当該案件に関して何か行ったことがあるか)を公表。 ・ドイツ:GTZのHPにオンブズマンの連絡先を掲載、不正行為の情報提供を行うように促している。 ・ニュージーランド:外務省のHPに不正情報ホットラインを設け、情報提供を呼びかけている。	09年3月、国際協力局政策課に、不正情報を一元的に受け付ける窓口を設置(電話、メール、ファックス等)。あわせて、在外公館やJICAにおいても不正腐敗情報を受け付けている。
4	罰則	・アメリカ:連邦政府の調達に関する法律が適用され、「誠実な商業行為」を侵したと判断される者は、以後連邦政府全体の調達プロセスから排除(最長3年)。 ・スイス:外国公務員贈賄事件を起こした企業に対しては、刑法102条において500万スイスフランまでの罰金刑。本年6月、有罪判決を受けた企業をリストアップし、入札手続きから排除することを閣議決定(今後法制化)。	外務省及びJICAは措置規程を定め、状況に応じて、指名停止又は契約を受注することから失格とする措置を講じている

4 罰則	・スウェーデン: 刑法36章で、企業活動として行った犯罪に対して、企業罰金の支払いが命じられる規定あり(最低5000SEK、最高1000万SEK)。 ・デンマーク: 支払手続の解約、損害額の返済、受注資格の停止、将来にわたる資格の剥奪、司法手続きへの付託等、不正に関与した者・機関に対して適用され得る罰則を明確化。 ・ニュージーランド: 不正を調査した上、費用対効果を考慮して、措置を決定。訴訟/訴訟外の返済、刑事訴追、支払手続の解約等。 ・ノルウェー: ノルウェー外務省は関連法令のもと、関係企業に不正資金の全額返還を要求する権限を有する。事案に応じて、関係者に罰金又は最長10年までの懲役が科されることがあり。 また、関係資金の返還、告訴、今後の応札権剥奪という対応を行う。 ・フィンランド: EU指令に基づき、贈賄を行った場合、入札停止。虚偽申告を行った場合、入札排除(1年ないし2年超)となり、それ以降の入札も停止される場合あり。 贈収賄を行った場合、刑法違反により、軽微なケースで罰金あるいは最高2年の禁固刑、重大なケースで4か月から4年の禁固刑となる。 ・ベルギー: 直ちに事業は停止。契約した支払いも停止。犯罪は個人的なものとみなされるため、不正事件を起こした企業の次の入札を拒むことは出来ない(世銀のブラックリストに入った企業は入札に参加できない。)	外国公務員への贈賄で、不正競争防止第18条違反となった場合、 ①個人: 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金 ②法人: 3億円以下の罰金 刑法第198条違反となった場合、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金
------	---	---

5	調達 ・モニタリング (詳細別紙)	・オーストリア:実施業者に対して半年毎に会計報告の提出義務。適正な処理・利用がなされたことが認められた場合に限り、次の半年分を供出。 ・ベルギー:財務省及び外務省開発協力総局内の内部監査機関が恒常的に監査。会計検査院と、民間監査会社がバイのODA案件に対する調査を実施(全ODA案件が3年に1度監査対象)。 ・カナダ:CIDA(加国際開発庁)内部で、徹底的な会計監査・評価を定期的実施。会計監査室を強化し、CIDA長官に直接報告義務を負うChief Audit Executiveを新たに任命。 ・ノルウェー:被援助国にある大使館が外部専門家を活用する形で、応札業者の過去の不正実績を調査。実施中は大使館が随時監視。 ・ニュージーランド:パートナー国の調達活動の管理をNZAIDが評価。資金供与前に調達計画書を提出させ、価格面を評価の上予算をレビュー。 ・スウェーデン:1000万スウェーデンクローネを超える調達には、事前あるいは事後的監査を実施。直接購入を除く全調達が公募対象。	・円借款においては、円借款の対象となる借入人と契約者の契約についてJICAは当事者ではないものの、調達プロセスにおいて、JICAはその調達手続や契約内容の確認を行っている。その際、借入国側から提出される契約書等の資料に加えて、その他調達に関連する資料や情報も、JICAが正当に要求すれば、借入人はJICAに提出しなければならないことを、円借款契約に規定している。 ・JICAは、前年度にJICAが同意した本体工事及びコンサルタントの調達に係る契約について、外部専門家による事後監査を実施して調達の適正性を確認している。
---	----------------------------------	---	--

6	相手国への措置	・イギリス: 途上国が人権、貧困削減、良好な公共財政管理にコミットしていることが確信できない場合には、直接的な資金援助を供与しない。詐欺・汚職の防止及び摘発に関する取り決めに改善がみられない途上国政府からは、資金を回収、将来の資金提供停止。 ・オランダ: 腐敗対策が不十分と判断される場合には、必要に応じ他ドナーと共同して援助対象国に警告を発する。最終的には、政治的判断により援助を停止することもあり得る。 ・スウェーデン: 不正腐敗が明らかになった場合、プロジェクトの中止、契約の締結、資金返還の要求を行うことができる。 ・デンマーク: 当該プロジェクトは問題解決まで停止、相手国に対するODA全体を一律停止するまでは行っていない。 ・フィンランド: 対応措置は他ドナーと共同歩調を目指す。場合によっては、開発協力支払の減額や凍結もあり得る。 ・ベルギー: 相手国政府関係者を巻き込んだ不正腐敗事件が発生しても、その国の他のODA案件を停止することはない。	・JICAは、借入人が合意済みの手続きにより調達しなかった場合に、当該資機材及び役務の支出について融資を行わず、さらに不正に調達された資機材及び役務に配分された借款の該当部分を取り消すこと、その他の救済措置をとることができる。 ・ただし相手国に対するODA全体を一律停止するまでは行っていない。 ・PCI事件に関しては、ベトナムに対して、08年8月～09年2月まで新規供与に係る検討を停止。
7	その他	・イタリア: 開発総局から契約を請負イタリア企業またはイタリアにおいて設立された企業は、組織犯罪に関わる組織と関係がないことを証明する証明書を治安当局から得て提出しなければならない。 ・ベルギー: 各国の状況や案件内容に応じて、プロジェクトの不正腐敗リスクを3段階で評価。リスクの高いプロジェクトへの検査を強化。年間約350のプロジェクトのうち、20%程度がハイリスク。	—

(備考) 在外公館が、各OECD DAC加盟国にヒアリングした情報を元に作成。

調達とモニタリングの主体について

	調達	モニタリング
アイルランド	ODAの多くはマルチ。バイであっても、企業に直接グラントを与えていない	被援助国が地元のコンサルタントやコントラクターを雇う場合にも、契約に基づいて、業績に対して事後的に報酬を支払う仕組みを採用。また、これらをモニタリングするための専門家を配置
イギリス	2003年の競争入札の結果、以下の3社が調達業務を実施。 クラウン・エージェンツ、チャールズ・ケンダル・アント・パートナーズ、インターナショナル・プロキュアメント・エージェンシー	—
オーストラリア	コンサルタントやコントラクターの調達をできるだけパートナー国で実施していくこととしているが、実際は豪側自ら調達を行うことが多い	調達を相手国が行う場合、リスク評価・管理をガイドラインに沿って対応。
オーストリア	一般的に、グラントの場合、オーストリア援助庁が公開入札によって、請負業者を選定。契約締結前に、財務省の事前審査が必要	
スウェーデン	被援助国、SIDAいずれもが調達主体になり得る。SIDAが相手国の調達実施能力や調達規則を査定し、十分な水準に達していると認めた場合に、被援助国が調達を行うことができる。	1000万SEKを超える調達には、資格を有する専門家が、事前または事後的監査を実施。
ドイツ	グラントやローンについて、コンサルタントやコントラクターの選定は原則として相手国が実施。公募プロセスは、KfW職員や実績が保証されているドイツのコンサルタントが監視	—

フィンランド	対象国への資金援助であっても、実際には、プロジェクト・プログラム協定の合意により、フィンランドがコンサルタント等の国際入札を実施	資金が、政府間の協定で、被援助国に移行していれば、フィンランドは関与しない
ベルギー	技協プロジェクトはCTB（ベルギー技術協力公社）が業者選択を行い、実施の責任を負う。 ベルギー政府による財政的支援の場合、被援助国が全責任を負う	技協プロジェクトの場合、250億ユーロ以上はEUの、それ以下の案件はCTBのwebサイトで公募し、入札 財政的支援の場合、監査が4回あり、ベルギー政府が外部の会計検査官を派遣し、モニタリング
アメリカ	契約の大半は、USAIDが直接契約だが、一部に被援助国が調達を行うものもある	被援助国が調達を行う場合、USAIDは調達結果を受けて資金を支払うのみで、調達プロセスには関与しないが、支払の際、価格の妥当性はチェックする
ニュージーランド	被援助国が調達	NZAIDが調達活動の管理を評価。 資金供与前に調達計画書を提出させ、価格面を評価の上、予算をレビューし、調達手続が不十分とされる場合には、NZAIDが入札書類・選定手続の承認を行う（2万ドル以上の品目）

（備考）在外公館が、各OECD・DAC加盟国にヒアリングした情報を元に作成。